

北海道本部の運営における個別事項に関する手引き

27. 11. 30 北海道本部役員会制定

(目的)

第1条 この手引きは、「地域組織の設置運営に関する規則」第16条第1項第2号及び「地域組織運営における個別事項を定めるモデル手引きに関する規則」の規定に基づき、北海道本部（以下、「当本部」という。）の運営についての個別な事項について定める。

第1章 基本運営

(役員会の開催)

第2条 役員会は、毎年3回以上の開催を基本とする。

(副本部長の定数)

第3条 副本部長の定数を3名以内とする。

(運営組織)

第4条 別記表1に掲げる委員会等を設置し、当本部の運営に当たる。

(委員会)

第5条 委員会は、別記表2に掲げる事項を所掌する。

2 委員会委員の定数は、委員補佐を除き25名以内とする。

(交通費支給範囲)

第6条 当本部は以下の場合、対応者の旅費交通費について実費相当額を支給することができる。

- (1) 当本部の代表として外部団体の会議等に出席する場合
- (2) 外部からの講師を招聘する場合
- (3) 会長表彰受賞者が表彰式へ出席する場合
- (4) 役員会および当本部地域委員会における各委員会へ出席する場合
- (5) 当本部の活動と連携していると認められる統括本部実行委員会等へ委員派遣する場合
- (6) 全国的な会議、札幌市以外における研究活動等に参加する場合
- (7) その他、事務局会議が承認した場合

2 旅費交通費の支給について疑義が生じた場合は、当本部総務委員会で審議する。

第2章 協賛団体

(協賛金)

第7条 協賛団体からの協賛金は、1口当たり5,000円（年間）とする。

(協賛団体の扱い)

第8条 協賛団体の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 協賛団体の代表又はその代理の者は、当本部年次大会に出席し意見を述べることができる。
 - (2) 協賛団体は、当本部会誌又はその他刊行物の配布を無償で受け、当該本部の事業成果を当本部の了解を得て利用することができる。
 - (3) 協賛団体は、当本部が主催する講演会等（見学会、懇親会は除く）に協賛金2口当たり1名まで無料で参加することができる。
- ただし、参加の条件は無料参加券の券面に記載のとおりとする。

第3章 事務局

(所在地)

第9条 事務局事務所を、札幌市に置く。

(体制)

第10条 事務局体制は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長 正会員1名ないしは2名
- (3) 事務局職員 常勤職員1名ないしは2名

(報酬)

第11条 事務局を務める以下の者の報酬は次のとおりとする。

- (1) 事務局長 通勤費・報酬支払なし、交通費は実費相当額を支給することができる
 - (2) 事務局次長 通勤費・報酬支払なし、交通費は実費相当額を支給することができる
 - (3) 事務局職員 給与、賞与、社会保険、雇用保険、通勤費を支給
- 2 前項の規定に基づく報酬支払いに当たっては、本部長と出向元との間において、報酬、勤務条件等を定めた契約書を締結しなければならない。

第4章 その他

(事務所の共同利用)

第12条 事務所区画を本会会員と共同利用する場合は、別に事務所の共同利用に関わる要領を定め、当本部役員会の了承を得なければならない。

(事務所会議室利用)

第13条 事務所会議室の利用については、別に事務所会議室利用に関わる要領を定め、当本部役員会の了承を得なければならない。

(We b会議システムを使用した講演会等の開催)

第14条 We b会議システムを使用した講演会等の開催については、次の条件をすべて満たす場合に開催することができる。

- (1) 当本部が入所しているビルの会議室が使用可能な場合（土日、祝日およびその他ビル閉館日を除く）

(2) 参加申込者が 5 名以上の場合

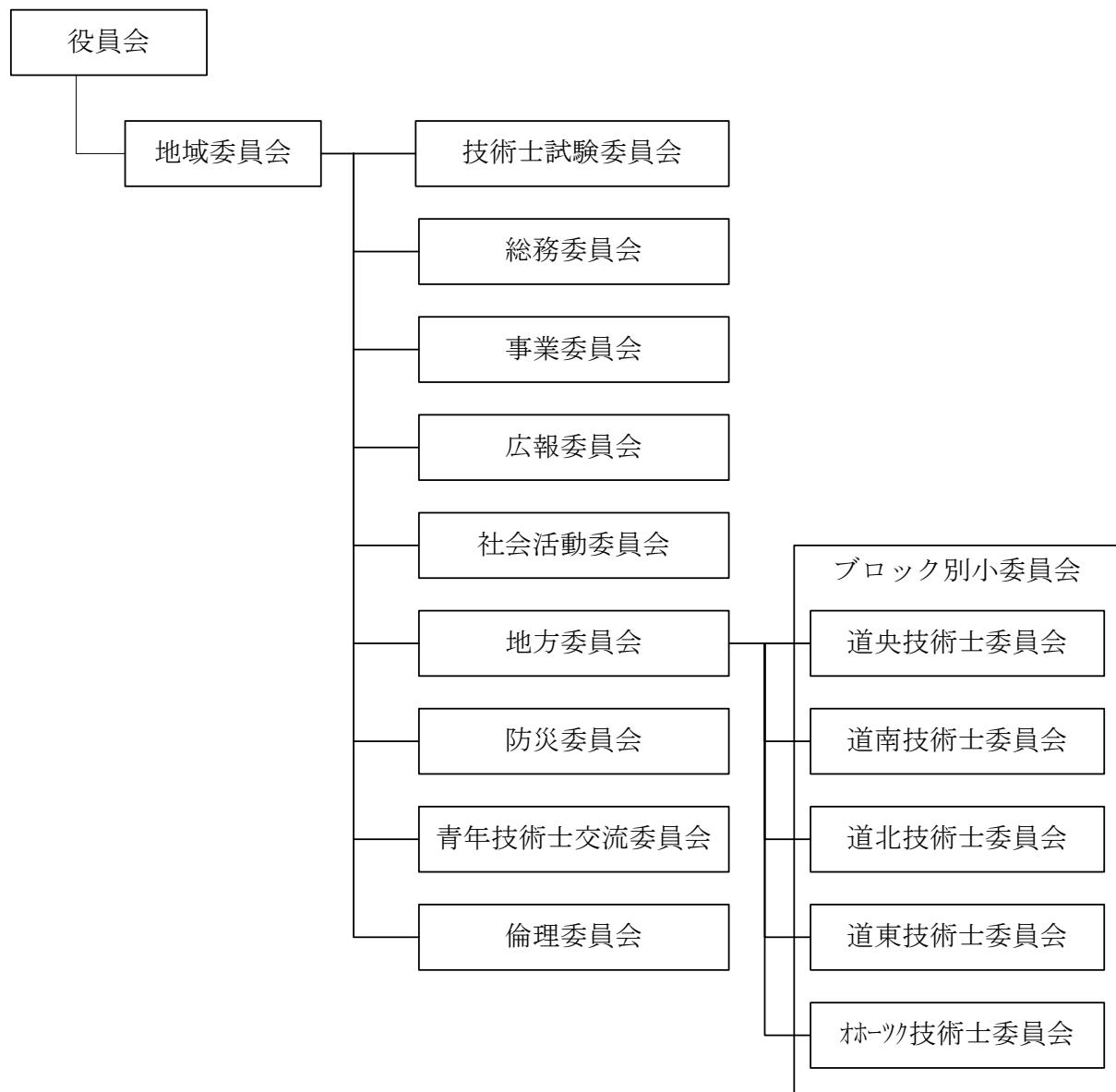
(本手引きの改廃)

第 15 条 本手引きの改廃については、当本部総務委員会が役員会に付議し、「地域組織の設置運営に関する規則」第 16 条第 1 項第 2 号の規定に従い、統括本部総務委員会の審議を経て地域本部役員会において定めることができる。

附則（平成 27 年 11 月 30 日）

この手引きは、平成 27 年 10 月 15 日統括本部総務委員会の審議を経て、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

北海道本部における組織体制



【別記表2】

27. 11. 30 北海道本部役員会制定

北海道本部における委員会とその所掌事項

| 委員会名 | 所掌事項 | 統括本部委員会 との業務上の対応関係 |
|------------|--|-----------------------|
| 技術士試験委員会 | 1. 技術士試験の実施に関する事項 | 技術士試験センター |
| 総務委員会 | 1. 本部の課題全般に関する事項 | 総務、企画、社会、広報 |
| 事業委員会 | 1. 研修会、講演会、大会等の事業の企画、立案、実施に関する事項 | 研修、CPD 支援 |
| 広報委員会 | 1. 会誌等による本部情報等の広報に関する事項 | 広報 |
| 社会活動委員会 | 1. 調査研究、新規業務等の開拓に関する事項 2. 技術士業務の斡旋に関する事項 3. マスコミ・行政・企業への PR に関する事項 4. 研究委員会に関する事項 | 社会、技術士活性化、科学技術振興支援 |
| 防災委員会 | 1. 北海道型防災への技術支援、調査等に関する事項 2. 防災型国土の在り方に関する事項 | 防災支援 |
| 青年技術士交流委員会 | 1. 青年技術士の情報共有・交流・研修に関する事項 2. 青年技術士の資質向上に関する事項 3. 大学・高専等向け広報に関する事項 | 青年技術士交流、修習技術者支援 |
| 倫理委員会 | 1. 技術者倫理の啓発・普及に関する事項 | 倫理 |
| 地方委員会 | 1. 北海道の各地方における研修会、講演会等の事業の企画、立案、実施に関する事項 | 研修、CPD 支援、修習技術者支援 |

※統括本部委員会名称は、平成27年度第1回理事会（H27.5.12）承認資料に基づく。